


# 4月1日から介護予防・日常生活支援サービス事業が始まります！

	訪問型サービス	通所型サービス
現行相当サービス	<b>これまでと同様の基準により、介護サービス事業所が提供するサービスです</b>	
	<p><b>【サービスの内容】</b> ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。 認知機能や運動器機能の低下により身体介護を含む、生活援助が必要な方が対象です。</p> <p><b>【利用料金のめやす】</b> 次の金額の1割又は2割負担 週1回程度 11,680円/月 週2回程度 23,350円/月 週3回程度 37,040円/月</p>	<p><b>【サービスの内容】</b> 通所介護施設で、日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行います。 機能訓練やレクリエーションなどのデイサービスです。</p> <p><b>【利用料金のめやす】</b> 次の金額の1割又は2割負担 事業対象者と要支援1 16,470円/月 要支援2 33,770円/月 ※食費・おやつ代は、別途自己負担</p>
住民主体サービス	<p><b>【サービスの内容】</b> 南幌町高齢者事業団が主体となり、生活援助を行います。 (掃除、洗濯、ごみ整理など)</p> <p><b>【利用料金のめやす】</b> 1回 200円 事業対象者と要支援1 週1回(月5回まで) 要支援2 週2回(月10回まで)</p>	<p>平成29年度で行うサービスはありません。</p> 

★介護予防と日常生活の自立支援を目的とするため、サービスの種類や回数は、本人や家族と話し合い、地域包括支援センターが作成するケアプランによりサービス内容が決まります。

## ～よくあるご質問～（お問い合わせ先：あいくる 378-5888）

**Q1**

「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まると、現在、要支援1・2の方が利用しているサービスは使えなくなるのですか？

**A1**

引き続きご利用いただくことが可能です。なお、現在サービスを利用しておられる要支援1・2の方は、平成29年4月以降の介護保険の認定更新時に総合事業へ移行します。その手続きまでは現在のサービスをご利用いただけます。

**Q2**

要介護1～5の方の認定の手続きやサービスはなにか変わりますか？

**A2**

変更ありません。これまでどおり介護サービスを御利用いただけます。

## 一般介護予防事業（65歳以上の方が利用できるサービスです）

快足シャキット倶楽部



男の料理教室



いきいき健康マージャン



地域づくりサロン運営補助  
（なんぼろカフェサロン）

- 高齢者水中運動教室
- 介護支援ボランティアポイント事業
- 高齢者元気ハツラツ事業（リアル野球盤）
- 高齢者運動促進事業（貯筋力アップ事業）



地域を支えるボランティアとして活動しません

役割をもって活躍することは介護予防につながります。

～ **南幌町介護支援ボランティアポイント事業** ～

40歳以上の方が、介護保険施設などでボランティア活動を行うと、ポイントが付与され、商工会の「なんぼろふれあい」商品券に転換できます。

